

官報
号外
平成七年五月十二日

平成七年五月十二日

○第一百三十二回
国会衆議院会議録 第二十五号

平成七年五月十二日(金曜日)

聯華日程 第十九號

立成十五年

第一 郵便法の一郵

出參議院(支)

(內閣提出)

議員辭職の件

日利第一 垂便注の一部を亞止の注解案(内)

日程第二 農産物検査法の一部を改正する法律

卷之五

衆議院議長　土井たか子殿
○議長(土井たか子君)　採決いたします。
中西啓介さんの辞職を許可するに御異議あります
せんか。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます
よって、辞職を許可することに決まりました。

本案は、三月十日參議院より送付され、同日本郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十日大委員会におきましては、去る四月二十六日大委員会に付託されました。

平成七年五月十一日 衆議院会議録第二十五号 議員辞職の件 郵便法の一部を改正する法律案

農産物検査法の一部を改正する法律案

日程第一 郵便法の一誤を改正する法律案

○議長(土井たか子君) 日程第一、郵便法の一部

を改正する法律案を議題といたします。

質疑を行い、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

卷之三

○議長(土井たか子君) 採決いたします

委員長報告のとおり決するに賛成の皆さん
を求めます。

○議長(土井たか子君) 起立多數。よって、本案

卷之三

日程第二 農産物検査法の一部を改正する法

○議長(土井たか子君) 日程第一、農産物検査は
の一部と改玉する上に付し、議題一二二、二三二。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長中西
緒介さん。

農産物検査法の一部を改正する法律案及び同趣 告書

〔本号末尾に掲載〕

消費をめぐる諸情勢の変化に對処し、農産物の公正かつ円滑な取引を助長するため、米麦に係る検査対象の見直し、成分についての検査の実施、指定検査機関の導入等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十三日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、四月二十七日大河原農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十日及び十一日の両日にわたり政府に対する質疑を行つとともに、この間、参考人から意見を聴取するなど慎重な審査を行いました。

かくして、昨十一日質疑を終局し、次いで、討論の後、採決いたしましたところ、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十一分散会

出席国務大臣

農林水産大臣 大河原太一郎君

議院運営委員

西村 真悟君

議院運営委員

岸本 光造君

議院運営委員

岸本 光造君

農産物検査法の一部を改正する法律案

郵政大臣 大出 俊君

議院運営委員

山田 宏君

議院運営委員

山崎 泉君

農産物検査法の一部を改正する法律案

高市 早苗君

議院運営委員

渡辺浩一郎君

議院運営委員

西村 真悟君

農産物検査法の一部を改正する法律案

山田 宏君

議院運営委員

渡辺浩一郎君

議院運営委員

高市 早苗君

農産物検査法の一部を改正する法律案

山崎 泉君

議院運営委員

濱田 健一君

議院運営委員

西村 真悟君

農産物検査法の一部を改正する法律案

高市 早苗君

議院運営委員

渡辺浩一郎君

議院運営委員

西村 真悟君

農産物検査法の一部を改正する法律案

山崎 泉君

議院運営委員

濱田 健一君

議院運営委員

西村 真悟君

農産物検査法の一部を改正する法律案

渡辺浩一郎君

議院運営委員

遠藤 登君

議院運営委員

横光 克彦君

農産物検査法の一部を改正する法律案

遠藤 登君

議院運営委員

遠藤 登君

○議長の報告

(議席変更)

一、昨十一日、衆議院規則第十四条ただし書きに

より、議長において議席を次のとおり変更し

た。

一〇 川端 達夫君

一一 近藤 豊君

一二 山口 敏夫君

一三 小森 龍邦君

一四 金田 誠一君

一五 岡崎 宏美君

一六 櫻崎弥之助君

一七 金田 誠一君

一八 岩崎 宏美君

一九 谷口 龍義君

二〇 若松 幸三君

二一 林 幸三君

二二 山本 幸三君

二三 谷口 龍義君

二四 若松 幸三君

二五 林 幸三君

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

上田 勇君

赤羽 一嘉君

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

今村 修君

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

栗原 裕康君

官 報 (号 外)

<p>安全保険委員 辞任 西村 真悟君 楠次</p> <p>科学技術委員 辞任 松下 忠洋君 竹内 譲君</p> <p>(議案付託) 甘利 明君 松下 忠洋君</p> <p>、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>（議案送付） 厚生委員会 付託</p> <p>一、去る九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。</p> <p>食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)(参議院送付)</p> <p>（議案送付） 厚生委員会 付託</p> <p>一、去る九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。</p> <p>沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案(第百二十九回国会衆法第一二号)</p> <p>郵便法の一部を改正する法律案</p> <p>右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十二条により送付する。</p> <p>平成七年三月十日 参議院議長 原 文兵衛</p> <p>衆議院議長 土井たか子殿</p> <p>郵便法の一部を改正する法律</p> <p>郵便法(昭和二十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十七条の三第一項中「で、省令で」を「のう</p>	<p>ち、広告郵便物(第一種郵便物又は第二種郵便物)のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。次項において同じ。)及びその他の郵便物についてそれぞれ省令で「い」と「の」として同じ。)につき「を」を「いう。)につき、「審議会に諮問した上」に改め、「その合計額の百分の十五(往復葉書については、百分の七)に相当する額を超えない範囲内において「を削り、同条第三項中「前項の」の下に「規定により広告郵便物について「を加え、「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に改め、「につき」の下に「審議会に諮問した上」を加え、「その総計額の百分の三十(往復葉書については、百分の十五)に相当する額を超えない範囲内において「を削り、同条第一項を削る。</p> <p>第二十七条の七中「同条第三項」を「同条第一項」に改める。</p> <p>第三十二条第三項中「であつて、」の下に「当該カードに記録されている金額の範囲内において郵便に関する料金を納付すること並びに」を加える。</p> <p>第九十五条第一項中「同条第三項」を「同条第一項」に改める。</p> <p>（施行期日） 第九十五条第一項中「同条第三項」を「同条第一項」に改める。</p> <p>第三十二条第四項を次のように改める。</p> <p>次に掲げる者に対しては、前項の担保を免除する。</p> <p>一 官公署</p> <p>二 特別の法律をもつて設立された法人(郵政大臣の指定するものに限る。)</p> <p>三 後納する郵便に関する料金の概算額が省令で定める額に満たない者で、省令の定めるところにより、その料金を納付すべき期日までに納付できないおそれがないと認められたもの</p> <p>郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出) 第二十七条の三第一項中「で、省令で」を「のう</p> <p>四 後納する郵便に関する料金を省令で定める</p> <p>（議案の目的及び要旨） 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書</p> <p>本案は、郵便事業の現状等にかかる利用</p>
---	--

(別紙)

郵便法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

一 郵便は、長年にわたって国民に親しまれ、広く利用してきた基本的通信手段であることを踏まえ、今後とも時代の変化や利用者の要望に的確に応えるサービスの開発・改善に努めること。

一 郵便事業の運営に当たっては、積極的な営業活動による增收を図るとともに、配達分野における機械化等効率化を一層推進するなどコストダウンに努め、健全で安定した事業財政基盤の確立を図ること。

農産物検査法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成七年三月十三日

内閣総理大臣 村山 富市

農産物検査法の一部を改正する法律
(平成六年法律第二百四十四号)

第一条 第五条の二までを次のように改める。

第一項の見出しを「(目的)」に改め、同条中「且つ」を「かつ」に改める。
第一条から第五条の二までを次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「農産物」とは、米穀、麦(小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同

じ。)その他政令で定める農産物(農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもので政

令で定めるものを含む。)をいう。

(米穀の生産者に係る検査)

第三条 米穀の生産者は、その生産した米穀を、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

(平成六年法律第二百三号)第五条第一項の計画出荷米(第八条において「計画出荷米」という。)

として売り渡し、又はその売渡しを委託しようとするときは、その売渡し又は売渡しの委託前

に、もみ、玄米又は精米の区分(以下「米穀の区分」という。)に応じ、国(検査)以下単に「検査」として売り渡し、又はその売渡しを委託しようとするときは、その売渡し又は売渡しの委託前

として売り渡し、又はその売渡しを委託しようとするときは、その売渡し又は売渡しの委託前

に、もみ、玄米又は精米の区分(以下「米穀の区分」という。)に応じ、国(検査)以下単に「検査」として売り渡し、又はその売渡しを委託しようとするときは、その売渡し又は売渡しの委託前

として売り渡し、又はその売渡しを委託しようとするときは、その売渡し又は売渡しの委託前

の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日以後において、検査を受けることができる。

一 輸入に係る米穀 第十六条第一項の規定により表示され、又は記載された検査年月日

二 その他の米穀 その生産された年の翌年の

として農林水産省令で定める日

農林水産省令で定める年

として農林水産省令で定める日

農林水産省令で定める日

め、同条に次の二項を加える。

3 農林水産大臣は、第一項の規格を設定し、変更し、又は廃止しようとすると、農産物の検査等に関する学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとする。

第七条中「第三条第一項若しくは第二項、第四

条又は第五条の規定による検査(以下単に「検査」という。)は、省令の」を「検査は、農林水産省令でに、「包装、荷造等の条件並びに品位」を「荷造り、包装等並びに品位及び成分」に改め、「規定により定められた」を削り、「基いて、各個に、又は抽出して」を「基づいて」に改め、同条に次の三項

と zwar、「包装、荷造等の条件並びに品位」を「荷造り、包装等並びに品位及び成分」に改め、「規定により定められた」を削り、「基いて、各個に、又は抽出して」を「基づいて」に改め、同条に次の三項

第八条中「十トン」を「農林水産省令で定める量目」と、「省令」を「農林水産省令」に、「包装、荷造等又は量目」を「量目又は荷造り、包装等」に改め、「ついては」の下に、「米穀を計画出荷米として売り渡し、又はその売渡しを委託するため検査を受ける場合その他農林水産省令で定める場合を除き、「を加え、ただし書を削る。

第十四条第一項を次のように改める。

2 第十一条第一項の請求をした者(次条第一項及び第二十条において「受検者」という。)又はそぞの代理人は、検査(成分検査を除く。)の実施に立ち会うことができる。

第十四条を第十五条とする。

第十二条第一項中「実施する」を「行う」に改め、同条第一項中「やむをえない事由」を「やむを得ない理由」に、「事由の」を「理由が」に改め、同条を第十四条を第十五条とする。

第十二条第一項中「省令の」を「農林水産省令で」に、「票せん、標識」を「票せん」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同条を第十三条とする。

第十二条第一項を削る。

第十二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項載したを加え、同条第一項中「票せん」を「票せん」に、「にまざらわしい」を「と紛らわしい」に、第一号中「もみ、玄米又は精米」を「米穀」に、「売り渡す」を「売り渡し、又はその政府への売渡しを委託する」に改め、同項第三号を削り、同条第三項中「省令の」を「農林水産省令で」に改め、同条を第十二条とする。

第十一条第二項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第十二条とする。

第九条の見出しを「(検査を行なう者)」に改め、同条第三項中「行つ」を「行つて」に、「但し」を「ただ

し」に、「やむをえない」を「やむを得ない」に改め、同条第四項中「証票」を「証明書」に、「要求」を「請求」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(指定検査機関)

第十条 食糧事務所長は、農林水産大臣が指定する者(以下この条及び第二十条の二第一項において「指定検査機関」という。)に対し、成分検査の業務を委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた指定検査機関の役員又は職員で当該委託業務に従事するものは、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 前項に定めるものほか、第一項の規定による指定の基準、指定検査機関の業務の方法その他指定検査機関に關し必要な事項は、政令で定めることとする。

第十六条第一項中「品位の格付を行つた」を「検査が完了した」に、「省令の」を「農林水産省令で」に、「包装」を「包装、容器」に、「票せん」を「票せん」に改め、「受検者に」の下に「これらの事項を記入」に改め、「受検者に」の下に「これららの事項を記入」に改め、「付して」に「消して」を「除去し、又は抹消した」に改め。

第十七条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項載したを加え、同条第一項中「票せん」を「票せん」に、「にまざらわしい」を「と紛らわしい」に、「附して」を「付して」に改め、同条第三項中「附して」を「付して」に、「消して」を「除去し、又は抹消した」に改め。

第十八条第一項中「消させ」を「除去させ」に、「除かせ」を「抹消させ」に改める。

第十九条第一項中「省令」を「農林水産省令」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十条中「積替」を「積替え」に改める。

第十二条第一項を次のように改める。

2 第十七条第一項の規定は、前項第二号に掲げる米穀又は麦についての同項の検査について準用する。

3 第五条第二項及び第七条第三項の規定は、政府の所有に係る米穀で検査を受けたものについて準用する。この場合において、第五条第二項中「受ける」とあるのは、「行う」と読み替えるものとする。

に対し、必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者のほ場、事務所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、農産物若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができることとし、同条に次の二号を加える。

三 米穀の区分に変更が生じた場合

四 第五条第二項(第二十二条の二第二項において「検査」を含む。)の検査に係る前条第一項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された場合

2 第三条第一項、第四条第一項、第五条の二又は第二十二条の二第一項の検査を受けた米穀(精米を除く。以下この項において同じ。)又は麦であつて、前項第一号から第三号までに掲げる場合に該当するため検査を受けていないものとみなされたものを売り渡し、又はその売渡しを委託しようとする売買取引業者等は、その売渡し又は売渡しの委託前に検査を受けなければならぬ。この場合において、米穀については、米穀の区分に応じ、検査を受けなければならない。

2 第二十二条の二第一項の検査を受けた米穀(精米を除く。以下この項において同じ。)又は麦であつて、前項第一号から第三号までに掲げる場合に該当するため検査を受けていないものとみなされたものを売り渡し、又はその売渡しを委託しようとする売買取引業者等は、その売渡し又は売渡しの委託前に検査を受けなければならぬ。この場合において、米穀については、米穀の区分に応じ、検査を受けなければならない。

4 第七条第四項の規定は、政府の所有に係る米穀又は麦について準用する。この場合において、同項第一号中「受けようとする者から第十一条第一項の請求があつた」とあり、同項第二号中「受けようとする売買取引業者等から第十三条第一項の請求があつた」とあるのは、「行おうとする」と読み替えるものとする。

5 第一項及び前二項の場合には、第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第十八条及び第十九条の規定は適用しない。

第二十二条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第二項若しくは第三項又は第四条」を「第四条第一項、第五条の二又は第十七条第二項」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、第六号を第四号とする。

第二十三条中「外」を「ほか」に改め、ただし書き削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の

施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第四条 食糧管理特別会計法(大正十年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条ノ三中「第十二条第三項」を「第十二条第三項」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第五条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改める。

理由

最近における農産物の生産、流通及び消費をめぐる諸情勢の変化に対処し、農産物の公正かつ円滑な取引を助長するため、米穀に係る検査対象の見直し、成分についての検査の実施、指定検査機関の導入等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(別紙)

農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における農産物の生産、流通及

び消費をめぐる諸情勢の変化に対処し、農産物の公正かつ円滑な取引を助長するため、米穀に係る検査対象の見直し、成分についての検査の実施、指定検査機関の導入等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 米穀の義務検査の見直しを行うこととし、

米穀については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(以下「新食糧法」という。)における計画流通米は引き続き義務検査の対象とし、それ以外の米については、義務検査の対象外とし任意検査とすること。

また、麦についても、新食糧法に基づき政府が買入れ・売渡しを行う麦については、引き続き義務検査の対象とし、それ以外の麦は任意検査とすること。

2 米穀の売買取引業者等の希望に応じて、既に検査を受けたものについても、一定の日以後において、量目及び品位の検査を行う等、米穀についての流通段階の検査を導入すること。

3 米穀の検査規格に成分についての規格を加えることとし、取引関係者の希望に応じ成分検査を行うこと。

4 食糧事務所長は、農林水産大臣が指定する第三者機関に対し、成分検査の業務を委託することができるものとすること。

では、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者の意見を聞くものとすること。

6 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、農産物の公正かつ円滑な取引を助長するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成七年五月十一日

農林水産委員長 中西 繢介
衆議院議長 土井たか子殿

農産物検査法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農産物検査制度は、農産物の公正かつ円滑な取引と品質の改善を助長するため重要な役割を果しており、行政改革並びに規制緩和の一層の促進が求められる中であって、本制度の適正かつ円滑な運営に寄せられる国民の期待には、極めて大きなものがいる。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全の措置を講ずべきである。

官 報 (号外)

記

一 國が行う検査業務については、これまで果たしてきた役割に配慮しつつ、さらに効率的体制の整備を促進すること。

二 計画外流通米及び契約栽培による麦の任意検査への移行並びに検査規格の設定に当たっては、地域における當農の安定及び円滑な流通の確保に十分配慮すること。また、米麦の流通段階での任意検査導入については、本制度の趣旨が十分生かされるよう今後の実施状況を踏まえて適正に対処すること。

三 成分検査については、米の食味等の適正な評価に資するため、取引関係者及び消費者ニーズに適切に応え得るよう国による理化学分析体制の整備を進める。また、國以外の第三者機関に業務を委託するに当たっては、公正・中立な検査業務の確保が図られるよう万全を期すること。

四 精米の表示制度については、消費者の表示に対する信頼を確保する観点から、検査制度との関連も考慮しつつ、表示されるべき事項及び表示と内容の一致等その整備を図ること。
また、輸入米については、安全性の確保はもとより、その表示につき産地国名の明示等きめ細かい対応を行うこと。

右決議する。

官 報 (号 外)

平成七年五月十二日 衆議院会議録第二十五号

第明治
三十五年三月三十日
種郵便物認可日

(め、第十号の発送は都合により後日となるた
め、第二十五号を先に発送しました。)

発行所	虎ノ門一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	
電話	03 (3587) 4284
定価	本号 三円 配紙部 一〇三円 送別料